

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年2月12日
【会社名】	株式会社ワコム
【英訳名】	Wacom Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山田 正彦
【本店の所在の場所】	埼玉県加須市豊野台二丁目510番地1
【電話番号】	0480(78)1211
【事務連絡者氏名】	取締役兼執行役員財務本部長 長谷川 涉
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿八丁目17番1号 住友不動産新宿グランドタワー31階
【電話番号】	0120(056)665
【事務連絡者氏名】	取締役兼執行役員財務本部長 長谷川 涉
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 5,364,687,960円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社ワコム 東京支社 (東京都新宿区西新宿八丁目17番1号 住友不動産新宿グランドタワー31階) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年2月12日に四半期報告書(第30期第3四半期(自平成24年10月1日至平成24年12月31日))を関東財務局長に提出したことに伴い、当該書類を平成25年1月30日付をもって提出した有価証券届出書の参照書類とするため、また、これに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

第三部 参照情報

第1 参照書類

(添付書類の削除)

「平成25年3月期第3四半期(自平成24年10月1日至平成24年12月31日)の連結業績の概要」

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_ 罫で示してあります。

## 第三部【参照情報】

### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

(訂正前)

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第29期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)平成24年6月25日 関東財務局長に提出

#### 2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第30期第1四半期(自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)平成24年8月10日 関東財務局長に提出

#### 3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第30期第2四半期(自 平成24年7月1日 至 平成24年9月30日)平成24年11月9日 関東財務局長に提出

#### 4【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成25年1月30日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成24年6月27日に関東財務局長に提出

#### 5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成25年1月30日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を平成24年7月30日に関東財務局長に提出

#### 6【訂正報告書】

訂正報告書(上記5の臨時報告書の訂正報告書)を平成24年8月16日に関東財務局長に提出

(訂正後)

**1【有価証券報告書及びその添付書類】**

事業年度 第29期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)平成24年6月25日 関東財務局長に提出

**2【四半期報告書又は半期報告書】**

事業年度 第30期第1四半期(自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)平成24年8月10日 関東財務局長に提出

**3【四半期報告書又は半期報告書】**

事業年度 第30期第2四半期(自 平成24年7月1日 至 平成24年9月30日)平成24年11月9日 関東財務局長に提出

**4【四半期報告書又は半期報告書】**

事業年度 第30期第3四半期(自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日)平成25年2月12日 関東財務局長に提出

**5【臨時報告書】**

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成25年1月30日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成24年6月27日に関東財務局長に提出

**6【臨時報告書】**

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成25年1月30日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を平成24年7月30日に関東財務局長に提出

**7【訂正報告書】**

訂正報告書(上記6の臨時報告書の訂正報告書)を平成24年8月16日に関東財務局長に提出